

別紙

諮問第1002号

答 申

1 審査会の結論

「都立〇〇高校副校長から校長宛て送信したメール全て」を不存在を理由として非開示とした決定及び「都立〇〇高校校長から副校長宛のメール文書」を一部開示とした決定は、いずれも妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、異議申立人が行った「①都立〇〇高校〇〇にアサインされたmember.metro.tokyo.jpドメインにおけるすべてのアカウントアドレスから都立〇〇高校校長〇〇にアサインされたmember.metro.tokyo.jpドメインにおけるすべてのアカウントアドレス宛てに送信したメール全て（但し、CC送信分は除く）。（対象期間：2015年6月25日～7月9日及び2015年9月16日～10月4日）、②都立〇〇高校校長〇〇にアサインされたmember.metro.tokyo.jpドメインにおけるすべてのアカウントアドレスから都立〇〇高校〇〇にアサインされたmember.metro.tokyo.jpドメインにおけるすべてのアカウントアドレス宛てに送信したメール全て（但し、CC送信分は除く）。（対象期間：2015年6月25日～7月9日及び2015年9月16日～10月4日）」の開示請求に対し、東京都教育委員会が平成27年10月16日付けで行った非開示決定及び一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立書及び意見書における異議申立人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 異議申立書

都立〇〇高校では、校長が定時制時間帯において常時不在である。

定時制時間帯における指示・報告事項が、校長と副校長の間でどのように伝達され、意思決定されてるかの具体的な状況を知りたく、そのため「都立〇〇高校校長にアサインされたmember.metro.tokyo.jpドメインにおけるすべてのアカウントアドレスから都立〇〇高校副校長にアサインされたmember.metro.tokyo.jpドメインにおけるすべてのアカウントアドレス宛に送信したメール全て」を開示請求した。

“member.metro.tokyo.jp”ドメインにおけるメールアカウントは東京都が東京都職員に対し割り当てたメールアドレスであり、職務遂行のために使用されるものである。

当該メールアドレスで発信された文書は職務遂行に係る文書であり、職務遂行の実態を知り得るための重要な文書である。

実施機関が開示請求を受けた場合には、東京都情報公開条例に基づき、請求要件、範囲を満足する文書の特定及び開示決定、または、当該文書が不存在の場合には十分な理由を附して非開示決定を適切に実施することが必要である。

今回の開示請求では、異議申立人に対し、副校長が校長からメールを転送する形で送付してきたため、校長のメールアドレスを使って副校長のメールアドレス宛にメールを発信した文書が異議申立人に見えているため、見えてしまったメール文書だけをやむを得ず開示した結果に過ぎない。

副校長から異議申立人に対しては、下記のメールが発信されている。

- ①2015/06/04（木） 21:55
- ②2015/06/19（金） 18:51
- ③2015/06/30（火） 11:16
- ④2015/07/08（水） 13:24
- ⑤2015/07/21（火） 18:51
- ⑥2015/07/21（火） 19:38
- ⑦2015/08/14（金） 17:52
- ⑧2015/10/01（木） 14:37

また、副校長から、異議申立人に対して都立〇〇高校の部門メールアドレスの

代理発信として下記メールが発信されている。

⑨2015/11/13（金）12:33

⑩2015/11/16（月）16:29

副校長が本人単独の判断でメール発信することはあるはずなく、役所内での一般的なコミュニケーションツールである文書（この場合はメール文書）が存在する。

今回請求では、2015年6月25日～2015年7月9日及び2015年9月16日～10月4日に期間を限定しているため、少なくとも上記③④⑧に係るメール文書が存在する。

本件member.metro.tokyo.jpドメインのメールサーバのログを参照すれば情報隠蔽の有無は自明である。

イ 意見書

理由説明書に対し反論し、東京都情報公開審査会に対し、「当該非開示決定の処分を取り消し、開示請求対象文書のうち未開示である文書（メール）を全部開示もしくは一部開示する処分を行うべきである」との答申を求める。

①当該開示請求対象のメール文書は、当時の都立〇〇高校校長のTAIMS端末と副校長のTAIMS端末という特定端末間での送受信メールに限定せず、校長と副校長のメールアカウントアドレス間での送受信メール全てを対象とする。処分庁は、開示請求対象を不当に制限している。

②したが、校長のTAIMS端末及び副校長のTAIMS端末内に残存したメールアドレスを請求対象とするのではなく、TAIMSシステムのメールシステムのバックアップデータとして格納されたメールシステムも含めて開示対象とする。

③2016年3月31日に当時の都立〇〇高校校長は退職し、当時の副校長は異動しており両者不在である。「連絡相談等は原則として直接対面して行っている。」については処分庁による2016年12月2日時点での推測に過ぎない。

また、処分庁の当該推測において、処分庁は当該校長と副校長間の連絡相談等の職務はメール不使用と主張しているが、異議申立人の開示請求対象は、当該校長と副校長間での連絡相談等の職務に限らず、指示または報告等の職務を含むすべての職務遂行時の送受信メールを対象とする。

④一部開示決定した対象文書における非開示部分についての記載があるが当該記載は異議申立の対象ではなく、理由説明においては意味をなさない。

以上より、東京都教育委員会（処分庁）から提出された理由説明は有効性を欠くものと考えられる。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

理由説明書による実施機関の説明を要約すると、以下のとおりである。

本件開示請求は、2015年6月25日から同年7月9日まで及び同年9月16日から同年10月4日までに、当時の本校校長であった〇〇のTAIMS端末（以下「校長端末」という。）から当時の本校定時制副校長であった〇〇のTAIMS端末（以下「副校長端末」という。）に送信されたメール全てと、同期間に副校長端末から校長端末に送信されたメール全てを求めるものである。

本校において、校長と副校長の連絡は、原則として直接対面して行っているところであり、本件開示請求に関しては、校長端末から副校長端末に送信された「メール文書（送信日時：2015年10月1日）」（以下「本件対象公文書」という。）が対象となるが、それ以外のメール文書は存在しない。このため、副校長端末から校長端末へ送信されたメールは不存在であることから、非開示決定処分を行った。

次に、本件対象公文書の非開示部分については、教員以外の氏名やメールアドレスが含まれており、また、送信メールの件名・日時、メール文書の内容については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。このため、校長端末から副校長端末へ送信されたメールについては、本件対象公文書を特定の上、条例7条2号により一部開示決定処分を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年 4月 5日	諮問
平成28年 5月 31日	新規概要説明（第169回第一部会）
平成28年 11月16日	審議（第174回第一部会）
平成28年 12月 2日	実施機関より理由説明書收受
平成28年 12月13日	異議申立人から意見書收受
平成28年 12月21日	審議（第175回第一部会）
平成29年 1月25日	審議（第176回第一部会）

（2）審査会の判断

審査会は、異議申立ての対象となった公文書並びに実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件請求文書及び本件対象公文書について

実施機関は、「①都立〇〇高校〇〇にアサインされたmember.metro.tokyo.jpドメインにおけるすべてのアカウントアドレスから都立〇〇高校校長〇〇にアサインされたmember.metro.tokyo.jpドメインにおけるすべてのアカウントアドレス宛に送信したメール全て（但し、CC送信分は除く）。（対象期間：2015年6月25日～7月9日及び2015年9月16日～10月4日）」

（以下「本件請求文書」という。）の開示請求について、本件請求文書は作成及び取得しておらず、存在しないとして、不存在を理由とする非開示決定を行った。

また、「②都立〇〇高校校長〇〇にアサインされたmember.metro.tokyo.jpドメインにおけるすべてのアカウントアドレスから都立〇〇高校〇〇にアサインされたmember.metro.tokyo.jpドメインにおけるすべてのアカウントアドレス宛に送信したメール全て（但し、CC送信分は除

く)。(対象期間：2015年6月25日～7月9日及び2015年9月16日～10月4日)」の開示請求について、「メール文書(送信日時：2015年10月1日)」を特定し、教員以外の氏名、メールアドレス及び特定個人から校長宛て送信されたメールの引用箇所及び当該特定個人に対する通知内容の情報(以下「本件非開示情報」という。)については、条例7条2号に該当するとして、当該部分を非開示とする一部開示決定を行った。

イ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

ウ 本件請求文書の不存在の妥当性について

異議申立人は、2015年6月25日から同年7月9日まで及び2015年9月16日から同年10月4日までの期間内に都立〇〇高校副校長より複数のメールを受信しており、通常、副校長が本人単独の判断で異議申立人宛てにメールを発信するはずはなく、メール発信に関して校長、副校長間で指示、報告事項を記載したメール文書があるはずであり、本件請求文書は存在する旨主張する。

そこで、審査会が実施機関に確認したところ、本件対象公文書については、校長が副校長に指示して送信させるためのメール案文を副校長に送付する必要があったため存在するが、通常は校内における業務連絡や指示等を対面で行っておりメール

は用いていないため、本件請求文書は作成しておらず、存在しないとのことである。

また、異議申立人は校長と副校長が対面で連絡相談等を行っていることは実施機関の推測にすぎない旨主張するが、実施機関の説明によると、校長と副校長の連絡相談等は、原則として副校長の出勤時間である13時30分より直ちに行っているとのことである。

さらに、審査会が実施機関に対して改めて本件請求文書の探索を依頼したところ、実施機関においては、本件請求文書を保有していないとの報告を受けた。

以上のことを踏まえると、本件請求文書について存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足る事情も見当たらないことから、実施機関が本件請求文書について、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

審査会が本件対象公文書について見分したところ、本件非開示情報には、教員以外の特定個人の氏名、メールアドレス、特定個人から校長宛て送信されたメールの引用箇所及び特定個人に対する通知内容が記載されていることが確認できた。

これらの情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例7条2号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討すると、これらの情報は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しない。

したがって、本件非開示情報は条例7条2号に該当し、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

秋山 収、浅田 登美子、神橋 一彦、隅田 憲平